

と規定してある、即ち鋪馬が乏しければ、所在に百姓客旅の馬を徵發することも認められたのである。元典章三十六、兵部三、使臣の目中、「禁使臣條畫」にも、中統三年三月の聖旨としてこの事を記し、

一海青牌子使臣。并往來使臣。於^{イテ}過往客旅莊農百姓人等處。奪^シ要拽車牽舡騎坐頭匹。有^ル妨^ニ農種^ヲ及阻^ス礙^ス客旅^ノ經行^ト。深爲^ニ不便^ト。除^キ舊立^ノ站赤添^ニ補氣力^ヲ。又禮^ス經直道^上。規設^セ海青新站^ト。其餘使臣依^ハ舊^ニ赴^リ站^ニ倒換^ス。云々。(禮經は履經か?)

というてある。この規定はなほ大典所載の他の記事の中に於ても認められる。また大典站赤二、至元四年七月十七日の制には、

今後如有^{モシ}邊報^ヲ軍情急務^ノ海青使臣^一。仰^ニ經^テ過^リ州城^ニ倒^シ換^フ鋪馬^一。其餘常事^ハ沿^{ヒテ}站^ニ經行^ス。不^レ得^ニ指^シ例^ヲ背^キ驛乘^ヲ傳^フと定めてある。即ち特定の海青站の無い地方に於て軍情急務に關する海青牌を有する使臣を派する時には、必ずしも驛站によらず、便宜州城を經過して鋪馬を倒換することをも許したのである。

鋪馬の倒換が既に此の如くであつたとすれば、使臣の食糧とか、或はその他の必需品とかを徵發し得ることも認められたに相違なく、これらの點は普通所謂鋪馬聖旨を受け規定の給與を受けて正站を馳駟した使人の有した權利とは大に異つたものである。マルコ・ポロはこの牌に關する特權について、

Gerfalcon 牌は汗の大諸王に限りて與へられる。而してこれによつて汗自身の絶大の權力を諸王に與へるものである。それだから此等の諸王が何處になりとも使を送らうとする時には何人の馬、例へば天子の馬であつても取ることが出来る。畜に馬ばかりでなく、その他の家畜をも意に隨つて取ることが得るのである。